

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

加須鴻巣線	路線名
加須市下崎字西ノ谷裏三四七番七地 先から 同市下崎字西ノ谷裏五五番地先まで	供用開始の区間
令和四年十二月十三日	供用開始の期日
令和三年八月三十一日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第十四号で告示した道路予定区域の供用開始であ る。延長二一一・四二メートル	備考